

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月8日（平成27年（行情）諮問第532号）

答申日：平成28年5月16日（平成28年度（行情）答申第54号）

事件名：日米安全保障条約及び日米地位協定の運用について作成されたハンドブックの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「日米安全保障条約および日米地位協定の運用について作成されたハンドブックで防衛省が保有するもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、「日米ハンドブック」につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月24日付け防官文第4942号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

防衛省は、異議申立人が開示請求した本件対象文書について、文書不存在を理由に原処分を行った。

異議申立人が本件開示請求を行ったのは、防衛省内部部局の職員が表紙に「ハンドブック」と書かれた日米安全保障条約・地位協定に関する冊子を持っているのを自らの目で確認したことによるものである。

また、日米安全保障条約および日米地位協定の所管省庁である防衛省が、その運用に関する執務資料たる「ハンドブック（手引書）」を作成していないとは考えにくい。

他省庁でも、例えば、外務省は「日米地位協定の考え方」、法務省は「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」、警察庁は「米軍犯罪捜査要領」といった日米地位協定の運用に関する実務者向けの執務資料を作成している。こうした点に鑑みても、防衛省も同様の行政文書を作成している蓋然性が高いと考えるものである。

よって、文書の存在を再度搜索、確認するとともに、原処分を取り消し、開示することを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「日米安全保障条約および日米地位協定の運用について作成されたハンドブックで防衛省が保有するもの」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、保有を確認することができなかつたため、法9条2項の規定に基づき、平成27年3月24日付け防官文第4942号により不存による不開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「防衛省内部部局の職員が表紙に「ハンドブック」と書かれた日米安全保障条約・地位協定に関する冊子を持っているのを自らの目で確認した」、「日米安全保障条約および日米地位協定の所管省庁である防衛省が、その運用に関する執務資料たる「ハンドブック（手引書）」を作成していないとは考えにくい」、「他省庁でみても、例えば、外務省は「日米地位協定の考え方」、法務省は「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」、警察庁は「米軍犯罪捜査要領」といった日米地位協定の運用に関する実務者向けの執務資料を作成している。こうした点に鑑みても、防衛省も同様の行政文書を作成している蓋然性が高いと考える」などと主張し、原処分の取消し及び文書の再特定を求めるが、異議申立人が「自らの目で確認した」と述べる「ハンドブック」は、防衛省で保有する「日米ハンドブック」と推測されるところ、「日米ハンドブック」は、日米安全保障条約及び日米地位協定の運用について作成されたものではなく、単にこれら条約及び協定に関する文書を収集した資料であるため、本件開示請求には合致しない。また、その他開示請求に合致する行政文書を十分に探索したが、保有を確認できなかったため、原処分を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年9月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年5月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示決定（原処分）を行った。これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めるが、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の

有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄には、「日米安全保障条約および日米地位協定の運用について作成されたハンドブック」との記載が認められ、これは、防衛省において日米安全保障条約及び日米地位協定（以下「条約等」という。）の運用に資する執務資料として担当職員が活用するために作成された行政文書の開示を求めるものと解される。

(2) 諮問庁は、異議申立人が目視したと主張するハンドブックについて、「日米ハンドブック」であると推定の上、「日米ハンドブック」は、条約等に「関する文書」を収集した資料ではあるが、条約等の運用について作成されたものではないと説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に「日米ハンドブック」の提出を求めさせ、当審査会において確認したところ、その内容は、条約等そのものに加えて、これに関連する文書として、条約等に係る日米両国による共同宣言や共同発表等、条約等に対する我が国の方針や見解、条約等の下の日米両国の状況等に関する文書などを取りまとめたものであった。したがって、これらの文書は、条約等の運用に係る業務の遂行に資する執務資料として担当職員が活用するために作成されたものであり、本件対象文書であると認められる。

(3) よって、防衛省において、本件対象文書として「日米ハンドブック」を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において「日米ハンドブック」を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子